

平成25年 9月30日  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀本部

高速増殖原型炉もんじゅにおける  
保守管理上の不備に係る未点検機器の点検完了について

当機構は、「もんじゅ」における保守管理上の不備について、原子力規制委員会から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について」（平成25年5月29日 原管P発第1305293号）において、「点検時期を超過している未点検機器について、原子炉施設の安全性への影響に留意しつつ、早急に点検を行うこと。」との命令を受けました。

この命令に対し、未点検機器について、9月25日に現場での点検作業を完了したことから、本日、原子力規制委員会に対して点検の完了を報告する『「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成25年5月29日 原管P発第1305293号）」に対する結果報告（その1）』（別紙）を提出しました。

今後、今回の点検を完了するまでに調査・整備してきたデータベースを活用して保全計画の見直し等を行い、保守管理上の不備の再発防止に努めてまいります。

以上

（原子力規制委員会へ提出した報告書）

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成25年5月29日 原管P発第1305293号）」に対する結果報告（その1）